

平成28年第1回豊頃町議会臨時会会議録

平成28年1月21日（木曜日）

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第1号	専決処分の承認 (豊頃町税条例の一部改正)
日程第4	議案第5号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第3号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第4号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第1号	平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）について
日程第8	議案第2号	平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

◎出席議員（9名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 菅谷誠君
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育長	菅原裕一君
総務課長補佐	熊谷雅美君
企画課長	柄崎明久君
住民課長	矢野利治君
福祉課長	岩城光洋君
子育て支援所長	瀬尾光男君
産業課長	山本芳博君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
教育委員会教育課長	富田秀樹君
農業委員会事務局長	高倉明君
消防署長	佐藤則仁君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

議会事務局次長	中川直幸君
住民課係長	木村ひとみ君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成28年第1回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番中村純也議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 承認第1号

- 藤田議長 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

- 藤田議長 矢野住民課長。

- 矢野住民課長 承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本専決処分は、地方税のマイナンバーの利用の見直しを行う地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、本町においても直ちにこれと同様の措置を講ずる必要があるため、豊頃町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

次に改正条例でありますので、13ページをお開きください。

この程の改正は、町税条例第51条第2項第1号及び第139条の3第2項第1号を改正するものであります。

内容といたしましては、個人町民税及び特別土地保有税の減免について、各減免申請書の記載事項から「個人番号」を削るものであります。

なお、今回の改正は、地方税関係書類のうち、申告の後に関連して提出される一定の書類について個人番号の記載を不要とすることにより、納税義務者の手続きの負担を軽減することを目的とするものであります。

施行期日は、平成27年12月30日でありますので、よろしくご承認くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

●藤田議長 これから承認第1号を採決します。

お諮りします、本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。したがって承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第5号

●藤田議長 日程第4 議案第5号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 議案第5号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

本案は人事院が国家公務員の給与水準に関して、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年公務員の給与水準を民間企業従業員の給与と均衡させること目的に行っているものでありまして、平成27年度の人事院勧告は昨年4月分の官民の給与調査の結果、民間の給与が公務員を上回っていることから、若年層に重点を置いた給与制度の総合的な見直しをすることとして、俸給表の俸給月額を平均で0.4パーセント引き上げ、特別給のボーナスについては、一昨年8月から昨年7月までの直近1年間の民間の支給割合が、公務員の年間支給月数を上回ることから、

0. 1箇月分引き上げることなどを昨年8月6日に勧告したものであります。例年人勧どおりの改定が行われることから、通例では臨時国会が召集され、一般職の職員に関する給与の法律の一部改正が提出され、審議されますが、昨年は臨時国会の召集が見送られました。しかしながら、昨年12月4日、給与法の適用を受ける国家公務員の給与については、人勧どおり改定を行うこととし、給与制度の総合的見直しを着実に推進することなどが閣議決定され、年明けの1月4日開催の通常国会で審議されることとなり、1月14日衆議院本会議で可決、1月20日参議院本会議で可決されましたことによりまして、本町におきましても人事院の勧告に基づきまして、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正をするものであります。

改正内容につきましては、議案説明書説明第1号を参照願います。

関係条項第16条の4第2項の勤勉手当では、勤勉手当の率を0.05か月分引上げ、「100分の75」を「100分の80」に改め、臨時措置の読み替え規定として、平成27年12月の勤勉手当の率を0.1か月分引上げ、改正前の勤勉手当の率「100分の75」を「100分の85」とし、平成27年12月1日から適用するものであります。

次に第16条の4第3項の再任用職員では、前項の改正に伴い「100分の75」を「100分の80」に改め、勤勉手当の率を0.025か月分引上げ、「100分の35」を「100分の37.5」に改め、臨時措置の読み替え規定として、平成27年12月の勤勉手当の率を0.05か月分引上げ、改正前の勤勉手当の率「100分の35」を「100分の40」とし、平成27年12月1日から適用するものであります。

次に別表第1、議案書7ページから9ページまでの一般職給与表では現行の1級から6級までの号給の内、1級から3級の号給について、それぞれ給与月額を改定し、別表第2の再任用職員給料表では、現行の1級から6級までの内、1級及び2級をそれぞれ改定するものであり、いずれも平成27年4月1日から適用するものであります。

附則といたしまして第1項の施行期日等及び第2項の勤勉手当の算定に関する臨時措置の読み替え規定は、只今の説明のとおりであり、第3項の給与の内払の規定は改正後条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上でありますのでご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

●藤田議長 7番大崎議員。

●大崎議員 只今、職員の給与の条例に対しての説明がありました。議案の7ページから各6級までと1号給から105号給までありますが、これによって本町の職員のラスパイレス指数というのが、昨年の12月に新聞で拝見しましたら、十勝管内で19市町村中、18番目なんです。これは国家公務員を100として本町地方公務員のラスパイレス指数をあげていますが、前年から見ると、本町については、今お話のように19市町村の内の18番。非常に、ご苦労されてい

るところもありながら、処遇がちょっと満たされていない。これは本町の職員に対する思いやりかもしれません。当然そう思ってもしかるべきだと思いますが、100に対して、本町が96.2というもののなのですが、今回の改正について、どの程度クリアできるのか、その辺についての指数があれば、説明いただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 本町の職員の給与の関係ですけれども、昨年の国家公務員と地方公務員の給与を比べるときにラスパイレス方式を使っている訳であります。この数字によりますと本町については、十勝でも最下位に近い訳であります。特に町村の規模によっても違います。大きな町村は高いし、小さな町村はどうしても給与が低い。もうひとつは、ラスパイレスの問題ですけれども、うちの職員と国の職員とで比べるときに、うちの職員が一人二人しか入っていない場合も国の職員に置き換えて計算される関係上、どうしてもその年によっては、十勝の中で真ん中ぐらいに行くときもありますし、また最下位になる場合もあります。職員の年齢、経験年数などを加味して決定される関係上、いまご質問のとおりこの改定によってどのぐらい上がるかについては、まったく計算はできていない。と、申しますのはあくまでも段階ごとの人数、経験年数、学歴等によって変わってきますので。再計算すれば出ますけれども、国も一緒に計算しなければ出ないわけでありまして。したがって、今回の改正で全国的に見直しされますので、本町がどのランクに入るのかということについては、今の段階では厳しい状況になっております。

しかし、本町の職員におきましては、これまでも給与改定どおりに行っておりますけれども、これまでもある程度是正等を行っております。今後もラスパイレスが最下位ではなく、少しでも是正し、沢山給与を出して沢山働いてもらいたいところですが、職員全体のバランスを考え、一気に上げることは難しいと思いますので、現状では今のかたちになろうかと思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 今町長の説明で、非常に国家公務員と本町における地方公務員の指数についての比較というのは、そのままの状態では比較しかねるといったご説明でしたが、今回の給与改正では若年層の低所得者、低給与者は、1級・2級・3級の方々が主じゃないですか。この方々を救済する意味合いと捕らえているんですが、やはり本町においても今の職員採用がオール十勝、あるいは全国からでも、そういった資格者を本町における情熱職員を採用しているというふうに聞いていますが、今後においても、小さな町で優秀な職員というものを期待すべきだということであれば、独自のものを、突出する訳にはいかないけれども、少なくとも本町の給与体系というものは、上厚下薄（じょうこうかはく）ではなく、上厚下高（じょうこうかこう）でも言い過ぎかもしれません。できるだけ、低級職員については他の手当でフォローしてやるという形態も考えるべきではないのかと、先ほどの町長のお考えで理解しますけれども、個々についても新しい職員、優秀な職員、本町に公務をしていただくための基本的な考え方というのも、是非ともお考えいた

だきたい。このように思います。再度町長の取り組み方について、できるだけ若い人を受け入れるという考えがあれば、お聞きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今各町村とも勤務評価を導入、検討中、実施している町村もあります。当然優秀なものは昇給し、給与の体系も違います。努力しても成果が上がらない職員については、定期昇給どおりということも出てくると思います。ただご存知のとおり公務員は、サービス産業でありますので、人事異動によっては成果が見えるかたちの仕事もありますし、また本当の事務系で縁の下の力持ちで、中々成果が町民から見えない場合もあります。職員を評価する場合は、忠実にきっちりと仕事ができる方は評価されるべきだと思っておりますし、ご指摘のとおり下の者であっても、そういった評価で期間が無くても役職に付く可能性がこれから出てくると思います。特に私の町は小さな規模ですから6級制ですけれども、帯広、音更、幕別になりますと部長制、局長制を引いているところは6の上に、7・8・9がありまして、どうしても小さな町村については、6級しかありませんので、定年に限度になってそれ以上あがらない、非常に厳しいかたちになるうかと思っております。ご指摘のとおり、出来るだけ勤務評価ができるような体制で、そして勤務評価して優秀なものは伸びるような体制にしないと、職場は中々活性化しないのではないかと感じておりますので、ご指摘のとおり、今後十分検討しながら考えていきたいと思っております。

●藤田議長 他に質疑はありませんか。

●藤田議長 8番大谷議員。

●大谷議員 8番大谷です。関連になるかも知れませんが、質問させていただきたいと思っております。今回の条例では、職員及び再任職員については給料が上がる訳ですけれども、後ほど特別職、議会議員のものもあるようではありますが、同じ職場の仲間として臨時職員の場合は、どのように考えているのか、社会的、職場的環境も同じですし、社会的情勢の中に置かれている状況も同じですので、町長はどのよにお考えなのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今私どもの職場の職種というか一般職、準職員、要綱適用職員、臨時職員とそれぞれあります。特に準職、一般職等につきましては、一般職については当然、試験採用で入ってきたものについては、当然一般職。準職でも長い間、それなりにまじめにやった者については、一定の基準で、一般職になった方もいらっしゃいます。また、準職で終わる方もいらっしゃいます。特にご指摘のように通年雇用でありながらアルバイト的な日額制をとっている職員については、私どももそれぞれ給与改定があるたびに条例上で6,500円・6,700円・7,000円という限度を決めて昇給等をしております。ただ、私も職員と同じような仕事をしながら、中々職員の定数条例ございますので、中々職員になれない厳しい状況が今の現状でございます。したがって、職員の給与改定と同時に、そういった方々の今の日給、月給の方々についてもある程度見直しなり、もしくは規則の改正でできるものは改正して、できるだけ条件というか、大体そ

ういった方々が一日働くと6,500円前後でありますので、この公務員の率に合わせて昇給と
いうか賃金の見直しができるかどうか、十分内部で検討して、できるだけ善処してまいりたいと
いうふうに考えています。以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●大谷議員 身分は違うんですが、同じ目線で町長が言われたような成果主義の同じ目線で見
あげることが、彼らの職場環境も良くなりますし意欲も出てくるというふうに私は思っておりま
す。そういった意味では、是非ともそういった考えをもっていたきたいという思っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 もうひとつですね。私の町は中々人を採用する場合、人がいないんですね。大きな
町について、準職員、要綱適用職員については5年とか3年に区切って、それ以上働けないよう
なかたちにして、次の新しい方が入ってきて、ですからそういった方については、給料も日額が
決まれば順次なんですけれど、特に振興局等は年数を決めて、同じ方は使わない。しかし、本町
ではそういった制度を導入すると採用される方がいなくなるかたちもあります。また、今言いま
した準職、さらに他の職員等についても、これに合わせて見直しをしたいというふうに考えてお
ります。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 私の方から補足的に説明させていただきたいと思います。臨時職員のうち、準職
員、これは一般職の給与改定に合わせてまして、準職員の勤勉手当の率を0.05引上げる。そし
てまた給料表においては、1級から74号給までありますけれども、2.02パーセントから0.
04パーセント、それぞれ引上げるような改定を行う予定になってございます。そしてまた、町
長が他の臨時職員の場合も申し上げましたが、随時、職員の給与の改定、社会情勢に応じながら
臨時職員の賃金等改定を随時行っておりますので、その辺は、職員に不利にならないような改定
を今後も行っていく予定であります。

●藤田議長 大谷議員。

●大谷議員 支庁のような5年でもう雇わないよということになれば、当町の場合、その方々は
町外へ出て行かなければならない、人口減にも繋がる訳で、そういった意味では、考えを改めて
いただきたい。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 十分これから、今副長がいったとおりに見直しをきちっとして、適切に対処したいと
考えております。

●藤田議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

●藤田議長 これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号 ◎ 議案第4号

●藤田議長 日程第5 議案第3号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

日程第6 議案第4号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

●藤田議長 議案第3号及び議案第4号の2件について、一括して提出者の説明を求めます。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 議案第3号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第4号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、1ページから4ページまで一括してご説明いたします。本案は只今、議案第5号で議決をいただきました本年度の人事院勧告に基づきまして、議会議員及び特別職についても同様に改正しようとするものであります。改正内容につきましては、特別職等の期末手当に係る現行支給率を0.1か月分引き上げ、6月支給率で0.05か月分、12月支給率で0.05か月分をそれぞれ引き上げることとし、関係条項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の212.5」を「100分の217.5」にそれぞれ改めるものであります。附則としまして、第1項でこの条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用し、第2項で期末手当の算定に関する臨時措置の読み替え規定として、改正後の規定に係らず、平成27年12月期の期末手当の率を0.1か月分引き上げ、「100分の217.5」を「100分の222.5」に読み替え、第3項で改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●藤田議長 議案第3号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

●藤田議長 これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

●藤田議長 議案第4号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

●藤田議長 これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号

●藤田議長 日程第7 議案第1号 平成27年度豊頃町一般会計補正予算第5号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

●藤田議長 熊谷総務課長補佐

●熊谷総務課長補佐 議案第1号 平成27年度豊頃町一般会計補正予算第5号について説明いたします。各会計補正予算書1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,627,621千円と定めるものであります。

補正の主な内容について、歳入歳出事項別により歳出からご説明申いたします。

10ページをお開きください。なお各款・項に計上する人件費の補正は、平成27年度人事院勧告に基づく給与条例等の改正に伴う補正であります。

1款 議会費、1項 議会費に324千円を追加、2款 総務費、1項 総務管理費に1,866千円を追加、3款 民生費、1項 社会福祉費に124千円を追加、2項 児童福祉費において、1目 保育所費に459千円を、2目 子育て支援費に49千円を、3目 学童保育所費に33千円を、それぞれ追加するなど、2項 児童福祉費に541千円を追加、

14ページ、4款 衛生費、1項 保健衛生費に356千円を追加、5款 農林水産業費、1項 農業費において、1目 農業委員会費に93千円を、2目 農業総務費に285千円を、それぞれ追加するなど、1項 農業費に378千円を追加、

16ページ、6款 商工費、1項 商工費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金3,927千円を追加するなど、3,967千円を追加、7款 土木費、1項 土木管理費に247千円を追加、2項 道路橋梁費に231千円を追加、3項 住宅費に93千円を追加、8款 消防費、1項 消防費に消防職員人件費補正に係る負担金、1,245千円を追加、2項 災害対策費に57千円を追加、

20ページ、9款 教育費、1項 教育総務費に718千円を追加、

以上が歳出に係る主な内容であります。これら歳出に係る歳入につきましては、8ページをお開きいただき願います。

9款 地方交付税、1項 地方交付税、普通交付税に10,147千円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。

歳入、歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、9款 地方交付税。

(質疑なし)

●藤田議長 次に、歳出について項ごとに質疑を受けます。

10ページ、1款 議会費、1項 議会費。

(質疑なし)

●藤田議長 2款 総務費、1項 総務管理費。

(質疑なし)

●藤田議長 12ページ、3款 民生費、1項 社会福祉費。

(質疑なし)

●藤田議長 2項 児童福祉費。

(質疑なし)

●藤田議長 14ページ、4款 衛生費、1項 保健衛生費。

(質疑なし)

●藤田議長 5款 農林水産業費、1項 農業費。

(質疑なし)

●藤田議長 16ページ、6款 商工費、1項 商工費。

(質疑なし)

●藤田議長 7款 土木費、1項 土木管理費。

(質疑なし)

●藤田議長 2項 道路橋梁費。

(質疑なし)

●藤田議長 19ページ、3項 住宅費。

(質疑なし)

●藤田議長 8款 消防費、1項 消防費。

(質疑なし)

●藤田議長 2項 災害対策費。

(質疑なし)

●藤田議長 20ページ、9款 教育費、1項 教育総務費。

(質疑なし)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

●藤田議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

●藤田議長 これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

- 藤田議長 日程第8 議案第2号 平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

- 藤田議長 熊谷総務課長補佐。

- 熊谷総務課長補佐 議案第2号平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算第3号についてをご説明いたします。各会計補正予算書23ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398,781千円と定めるものであります。補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。

32ページをお開き願います。3款 地域支援事業費、2項 包括的支援事業・任意事業費に平成27年人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う職員人件費として88千円を追加するものであります。これに伴う歳入については、

30ページをお開きください。8款 繰越金、1項 繰越金に前年度繰越金に88千円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださいようお願いいたします。

- 藤田議長 これから質疑を行います。

歳入、歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

30ページ、8款 繰越金

(質疑なし)

- 藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

32ページ、3款 地域支援事業費

(質疑なし)

- 藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

- 藤田議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

- 藤田議長 これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これでは本日の日程は、すべて終了しました。
会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これでは平成28年第1回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員